

# 奥州市橋りょう点検結果の概要

## 1. 橋りょう点検の目的

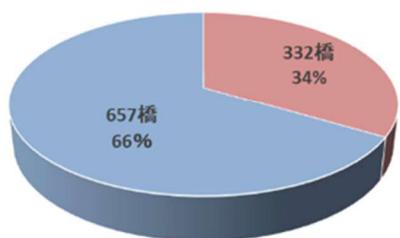
奥州市が管理する市道橋について損傷度を把握し、計画的な修繕を行うための指標とします。

## 2. 管理する橋りょうと今後

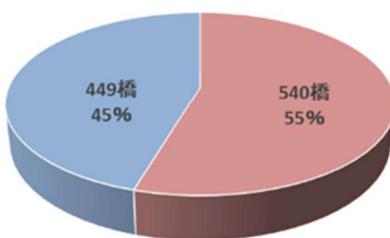
市道橋として 1,124 橋（令和 8 年 1 月 30 日現在）を管理しています。これらのうち、2036 年には約半数が建設後 50 年を超える橋りょうとなります。（図－1）

これまで、橋りょうの修繕については「損傷が進んでから直す」という「事後保全型」で行っていましたが、現在は、これまでの「事後保全型」から「予防保全型」へ切り替えることにより、修繕費用の縮減・平準化を図っています。

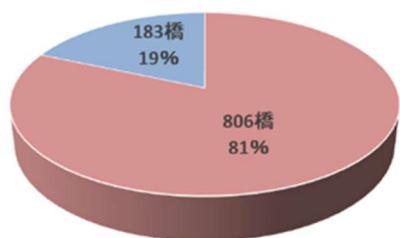
2026時点



2036時点



2046時点



建設後 50 年以下

建設後 50 年以上

図－1 50 年を経過する橋りょうの推移（架設年度不明除く）

## 3. 橋りょう点検結果の概要

令和 7 年度は橋長 15m 以上 68 橋、橋長 15m 未満 75 橋、合計 143 橋の点検を実施しました。点検結果より、Ⅲ評価と判定された損傷は、木材床版、高欄の劣化、コンクリート部材の鉄筋の露出及びひび割れ、橋脚部の洗堀等となっています。

損傷の度合いによる判定区分は表－1 のとおりで、今後、損傷度や路線重要性等を考慮し、計画的に修繕を行います。

表－1 健全性の判定区分（道路橋定期点検要領 国土交通省 R6.3）

区 分		定 義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

#### 4. 損傷事例



木材床版の劣化



木材高欄の劣化



橋脚部の洗堀



鋼部材の腐食



コンクリート部材のひびわれ



コンクリート部材の鉄筋露出